

静岡労働局「総合労働相談コーナー」一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
静岡労働局 総合労働相談コーナー	〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階 静岡労働局 総務部企画室内	054-252-1212
浜松 総合労働相談コーナー	〒430-8639 浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎8階 浜松労働基準監督署内	053-456-8148
磐田 総合労働相談コーナー	〒438-8585 磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎4階 磐田労働基準監督署内	0538-32-2205
島田 総合労働相談コーナー	〒427-8508 島田市本通1-4677-4 島田労働総合庁舎3階 島田労働基準監督署内	0547-37-3148
静岡 総合労働相談コーナー	〒420-0837 静岡市葵区日出町10-7 田中産商ビル5階 静岡労働基準監督署内	054-252-8106
富士 総合労働相談コーナー	〒417-0041 富士市御幸町13-28 富士労働基準監督署内	0545-51-2255
沼津 総合労働相談コーナー	〒410-0831 沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎4階 沼津労働基準監督署内	055-933-5830
三島 総合労働相談コーナー	〒411-0033 三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎3階 三島労働基準監督署内	055-986-9100

平成26年度都道府県別個別労働紛争解決制度の運用状況について

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

労働局名	総合労働相談件数	民事上の 個別労働紛争 相談件数	労働局長の 助言・指導 申出件数	紛争調整委員会の あっせん 申請件数
1 北海道	36,149	7,327	215	191
2 青森	12,546	2,380	97	21
3 岩手	10,144	2,791	127	46
4 宮城	22,343	6,328	214	76
5 秋田	7,257	2,947	82	57
6 山形	9,376	2,682	174	63
7 福島	16,355	5,688	44	42
8 茨城	20,432	5,588	185	109
9 栃木	12,060	2,663	136	97
10 群馬	15,838	4,542	142	56
11 埼玉	51,799	10,292	493	231
12 千葉	42,438	7,584	418	111
13 東京	118,356	26,962	576	1,073
14 神奈川	51,081	13,598	292	183
15 新潟	13,423	4,172	152	66
16 富山	6,732	1,860	63	40
17 石川	6,957	2,419	215	44
18 福井	5,862	1,708	132	27
19 山梨	5,772	1,225	26	21
20 長野	16,367	4,398	133	159
21 岐阜	15,773	4,361	101	63
22 静岡	33,039	5,486	467	102
23 愛知	79,561	16,352	814	370
24 三重	13,518	3,082	144	38
25 滋賀	10,162	2,529	188	73
26 京都	22,801	6,659	207	123
27 大阪	114,809	19,329	708	393
28 兵庫	51,155	15,568	930	275
29 奈良	8,912	1,859	90	83
30 和歌山	6,414	1,085	78	20
31 鳥取	4,010	1,633	42	40
32 島根	5,367	1,501	67	23
33 岡山	13,617	3,138	72	79
34 広島	27,665	5,031	140	73
35 山口	11,752	2,549	196	25
36 徳島	10,187	1,471	147	31
37 香川	7,077	1,583	76	19
38 愛媛	10,093	2,618	148	61
39 高知	5,098	1,170	34	31
40 福岡	41,957	6,034	291	72
41 佐賀	8,428	2,641	19	26
42 長崎	9,742	2,793	82	17
43 熊本	9,177	3,088	221	49
44 大分	5,951	2,078	80	20
45 宮崎	9,303	2,040	57	74
46 鹿児島	7,594	3,730	67	50
47 沖縄	8,598	2,244	89	67
計	1,033,047	238,806	9,471	5,010

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設等により総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

2 概要

(1) 紛争の自主的解決

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

○ 個別労働紛争解決制度の枠組み

相談者

総合労働相談コーナー

(都道府県労働局及び労働基準監督署に設置)

民事上の個別労働相談

労働基準法等の違反にかかるもの、法制度の問い合わせ等

労働基準監督署、公共職業安定所、雇用均等室等

関係法令に基づく行政指導等

労働局長による
助言・指導

紛争調整委員会による
あっせん

・話し合いの促進
・解決の方向性示唆

あっせん委員(弁護士等)による紛争当事者の合意形成

※<紛争例>

- ① 解雇・雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更等の労働条件に関する紛争(労基法違反に該当するもの以外)
- ② いじめ・嫌がらせ等職場環境に関する紛争
- ③ 募集・採用に関する紛争(※あっせんの対象外)